

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 6 のとおり行う予定であるので、同条第 2 項の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

高松法務局観音寺支局

登記官 松 浦 孝 二

記

1 手続番号

- (1) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 3 号
- (2) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 4 号
- (3) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 5 号
- (4) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 6 号
- (5) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 8 号
- (6) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 9 号
- (7) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 7 0 号
- (8) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 7 1 号
- (9) 第 4 7 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 7 2 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 観音寺市大野原町内野々字坂の上 4 7 番
- (2) 観音寺市大野原町内野々字原 2 4 1 番
- (3) 観音寺市大野原町内野々字原 2 4 2 番 1
- (4) 観音寺市大野原町内野々字原 2 5 3 番 3
- (5) 観音寺市大野原町内野々字西の向 5 1 2 番 1
- (6) 観音寺市大野原町内野々字西の向 5 1 2 番 2
- (7) 観音寺市大野原町内野々字西の向 5 1 2 番 3
- (8) 観音寺市大野原町内野々字西山乙 4 0 番
- (9) 観音寺市大野原町内野々字内山乙 1 2 5 番

3 地目

- (1) 宅地
- (2) 山林
- (3) 畑
- (4) 畑
- (5) 畑
- (6) 畑
- (7) 畑
- (8) 山林
- (9) 山林

4 地積

- (1) 3 1 9 . 3 7 m²
- (2) 1 6 5 m²
- (3) 6 1 m²
- (4) 2 1 1 m²
- (5) 5 8 2 m²
- (6) 2 7 7 m²
- (7) 5 . 6 9 m²
- (8) 6 7 4 m²
- (9) 1 9 9 0 m²

5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

- (1)ないし(9) 藤岡伊作

6 表題部所有者として登記すべき者の氏名及び住所

- (1) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作 (大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時)
- (2) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作 (大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時)
- (3) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作 (大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時)
- (4) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作 (明治 4 0 年 2 月 7 日当時)

- (5) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作（大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時）
- (6) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作（大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時）
- (7) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作（大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時）
- (8) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作（大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時）
- (9) 住所 香川縣豊田郡五郷村大字内野々 4 9 番戸
氏名 藤岡伊作（大正 1 5 年 7 月 2 0 日当時）